

30年度 公文書開示状況（6月決定分） 会計管理局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H30.5.25	H30.6.6	平成〇年〇月〇日付非開示決定通知書の非開示理由について、このように結論付けることとなった調査・検討方法に関する公文書					1											当該開示請求にかかる公文書は存在しないため	会計管理局管理部 公金管理課
2	H30.5.23	H30.6.6	(1) 履歴カード (2) 履歴書 (3) 平成30年度 職員履歴資料 (4) 異動申告シート【区分1】	98	1					1									(7条2号) 氏名、フリガナ、職種、職員番号、現職級、現職級昇任日、現所属、職歴、採用時、住所、在職歴、採用年月日、具体的な職務内容、職務分野、最寄駅・所要時間、「1 異動について」「2 能力・経歴」「3 昇任選考にあたって特に考慮してほしい事由」「4 健康状況」内の各欄及び「5 自由意見」欄 通常他人に知られたくない情報が含まれているいわゆる詳細な「人事記録」であり、特定の個人を識別することができるものであるため	会計管理局管理部 総務課
3	H30.5.23	H30.6.6	職員が退庁すべき時間を過ぎても仕事を続けている場合について、管理職や課長代理の行動指針が記載されている公文書					1											請求内容に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	会計管理局管理部 総務課
4	H30.6.1	H30.6.14	個人情報の取扱いに関する苦情への「適切な対応」に係る文書を作成しないことが正当化できる公文書					1											請求内容に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	会計管理局管理部 総務課
5	H30.6.5	H30.6.19	会計管理局公金管理課の基金業務における〇〇銀行との取引（定期性預金の設定等）に係る公文書					1		1									(7条3号) ・ 公金の預金先金融機関については、都が健全性が高いと判断した金融機関のみを対象としている。 ・ 本件は、特定の金融機関との取引状況を求める請求である。 ・ 開示請求に係る公文書が存在しているか否かを回答することは、都が特定の金融機関と取引があるかないかを明らかにすることとなる。 ・ この場合、取引がある金融機関は、健全性が高いと判断していることになるが、同様な開示請求を継続的に受けた場合、預金先から外れた金融機関については、予期せぬ風評や影響を誘発して、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。	会計管理局管理部 公金管理課
6	H30.6.5	H30.6.19	(1) 29会管公第200号 減債基金外2基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について (2) 29会管公第1231号 社会資本等整備基金外1基金に係る資金の異動及び定期性預金の設定について	21	1												1		(7条6号) 為替予約付外貨預金の個別具体的な取引内容に関する情報が明らかとなれば、金融機関等の事業運営上の地位等の損失が著しく、その正常な経済活動が阻害されるおそれや、予期せぬ風評や影響を誘発することにより、金融情勢を乱し、都が行う公金管理にも支障をきたすおそれ、また、都民生活に多大な影響を与えるおそれがあるため。	会計管理局管理部 公金管理課
7	H30.6.12	H30.6.26	都庁における直近5年間の主任から課長代理への昇任状況等が記載されている公文書（調査報告資料など）					1											都庁における主任から課長代理への昇任状況（昇任者の職歴、主任在職年数等）についての調査報告資料等の公文書は、作成および取得しておらず、存在しないため。	会計管理局管理部 総務課
8	H30.6.12	H30.6.26	・平成30年4月23日付30会管総第141号 「残業ゼロ」に向けた取組について（通知）外4件 ・平成30年4月23日付30会管総第142号 平成30年度における超過勤務の縮減に向けた取組について（通知）外16件 ・平成30年4月9日付30総人職第68号 「残業削減マラソン」及び「20時完全退庁」の実施について（通知）外6件 ・平成30年3月27日付29総人職第1234号・29総行革行第768号 「超過勤務の縮減に関する基本指針」の改定及び「超勤縮減及びライフ・ワーク・バランス実現に向けた行動指針」の策定について（通知） ・平成30年2月1日付29総人職第1054号 20時以降の庁舎出入口における退庁確認の終了について（通知）外2件 ・平成29年6月14日付29総人職第303号 「都庁K A ・ E ・ R U タグ運動」の実施について（通知） ・残業ゼロ通信（平成29年3月から平成30年6月まで発行分、計29件）	153	1															会計管理局管理部 総務課
9	H30.6.15	H30.6.27	平成29年9月20日付事務連絡 重要な事案の意思決定に係る経過資料の作成について	5	1															会計管理局管理部 総務課
10	H30.6.15	H30.6.27	会計管理局公金管理課運用管理担当部署における（平成29年度の）業務の適性性の確保を実現するための取り決めに関する公文書（例：職員間における相互チェックに関する取り決めに係る公文書）					1											当該開示請求にかかる公文書は、作成・取得しておらず、存在しないため	会計管理局管理部 公金管理課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。